また、外務省等の関係機関と連携して、開発途上国に訓練指導員や職業能力開発分野の専門家を派遣し、現地における職業訓練の実施を支援するとともに、国際機関等を通じた国際協力においては、我が国に蓄積された人材育成に係るノウハウを活用して、開発途上国の人材育成を支援するため、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営に係る助言等、引き続きこれらの地域における人材養成に対する支援を行う。

さらに、開発途上国の職業訓練体制の整備による技能労働者の育成に資するため、開発途上国の職業訓練指導員を我が国に積極的に受け入れることにより、指導方法、キャリアコンサルティング技法等訓練指導に必要な能力を付与していく。

加えて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために、外国人技能実習制度について、制度の見直し等、制度の適正かつ円滑な推進を図る。

○農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十八日

農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

一　名称　グリコ乳業株式会社
二　住所　東京都昭島市武蔵野二丁目十四番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一九五グラム	牛乳用	農林水産省経済産業省環境省告示第三号図第三のとおり

一　名称　ホッピービバレッジ株式会社
二　住所　東京都港区赤坂二丁目十五番十二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	三五〇グラム	清涼飲料用	厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号図第七のとおり

一　名称　広島協同乳業株式会社
二　住所　広島県山県郡北広島町南方字中山一〇一一〇六番地四号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	三六〇ミリリットル	二九八グラム	清涼飲料用	農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第六のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二四五グラム	牛乳用	農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第三十・図第三十一のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四五グラム	牛乳用	農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第三十二のとおり

○国土交通省告示第七百十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第一号及び第三号並びに第百四十八条第三項の規定に基づき、ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日　国土交通大臣　石井　啓一

ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第一条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第6

養成施設種別		略号
［略］		［略］
［略］	［略］	［略］
機関	二	三級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関三級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関四級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設 機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設
関	種	三級 四級内 五級内 六級内 三級当

改正前

別表第6

養成施設種別		略号
［同左］		［同左］
［同左］	［同左］	［同左］
機関	二	三級海技士（機関）第二種養成施設 四級海技士（機関）第二種養成施設 五級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関三級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関四級海技士（機関）第二種養成施設 内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設 機関当直三級海技士（機関）第二種養成施設
関	種	三級 四級 五級 三級内 四級内 五級内 三級当

備考　表中の［　］の記載は注記である。